

令和2年6月26日
資料提供
担当課 青少年・男女共同参画課
担当者 中西、浅井
電話（直通）073-441-2502

クロスボウ（銃砲型近代洋弓）の有害器具指定について

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第2項の規定により、クロスボウ（銃砲型近代洋弓）を有害器具類として指定し、本日、告示しました。

- ◆品名：クロスボウ（銃砲型近代洋弓）
- ◆形状：洋弓を銃型に改造し、銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるようになっているもので、発射した矢の有する単位面積当たりのエネルギーが、装填時の矢端から50cmの距離で0.07kgf・m/cm²以上のもの
- ◆指定理由：構造又は機能が人体に危害を及ぼすおそれがあり、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため
- ◆規制内容：①有害器具等の販売又は貸付けの禁止等（同条例第16条第1項）
業者による客の年齢確認義務及び客による年齢を確認するために必要な書類の提示（同条例第16条第2項）
業務その他正当な理由がある場合を除き青少年に所持させることの禁止（同条例第16条第3項）
②自動販売機等への有害指定品の収納禁止（同条例第19条第1項）
自動販売機等への有害指定品の除去義務（同条例第19条第2項）
- ◆罰則：同条例第16条第1項及び第19条に違反した場合は、30万円以下の罰金が科せられます。
- ◆参考：本日からクロスボウ（銃砲型近代洋弓）に対する上記規制内容及び罰則の効力が生じます。